

[公印・割印省略]

27小介第1782
平成28年 2月18日



小郡三井医師会 会長 殿

小郡市長 平 安 正 知

小郡市老人ホーム入所判定委員会（旧小郡市地域ケア会議）の
委員の推薦について（依頼）

時下、貴職におかれましては、益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、本市の高齢者福祉行政におきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、在宅の要援護高齢者若しくは要援護となる恐れのある高齢者が、介護予防及び在宅支援の観点から各種の保健又は福祉サービスを効果的に受けられるようにするため、保健・福祉・医療機関などの実務者で構成される「小郡市地域ケア会議」を設置していました。

地域包括ケアシステムの構築に向け、同会議の見直しを行っており、同会議の老人ホームへの入所措置に係る所定事務に関しては、28年度から「小郡市老人ホーム入所判定委員会（別添、設置要綱を参照して下さい。）」を設置し、入所措置の適正な実施を図ることにいたしました。

つきましては、ご多忙中とは存じ上げますが、同会議の委員の任期が3月31日をもって満了いたしますので、上記内容をご理解の上、貴職から同判定委員会への委員の推薦をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、承諾を受けられた方におきましては、同判定委員会の出席の際に謝金をお支払いしますので、**本年1月からスタートしましたマイナンバー（個人番号）の提出（既に、市へ提出されてある方は除く。）**を依頼させていただきますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

参考のために、現時点の「小郡市地域ケア会議の委員名簿」も添付しております。

記

- 1 提出書類
別紙「小郡市老人ホーム入所判定委員会委員推薦書」
別紙「承諾書」
- 2 提出期限
平成28年3月18日（金）まで
- 3 任期
平成28年4月1日～平成30年3月31日までの2年間
- 4 提出先及び問合せ先
〒838-0198 小郡市小郡255番地1
小郡市役所 介護保険課 高齢者サービス係 担当：篠原、伊藤
電話番号 0942-72-2111 内線454
FAX番号 0942-73-4466

小郡市老人ホーム入所判定委員会推薦書

平成 年 月 日

小郡市長 平安 正知 殿

所 属

代表者名

印

標記について、下記の者を委員として推薦します。

所 属		
職 名		
氏 名		
住 所	勤務先等	
	自 宅	
電話番号	勤務先等	
	自 宅	

承 諾 書

このたび、私の所属団体から推薦を受けた「小郡市老人ホーム入所
判定委員会」の委員になることを承諾いたします。

平成 年 月 日

小郡市長 平安 正知 様

所 属		
職 名		
氏 名		印
住 所	勤務先等	
	自 宅	
電話番号	勤務先等	
	自 宅	

小郡市老人ホーム入所判定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）への入所措置の適正な実施を図るため、小郡市老人ホーム入所判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 判定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 老人ホームへの入所措置及び配置変更の要否等に関して意見を述べること。
- (2) その他入所措置等に関して意見を述べること。

(組織)

第3条 判定委員会の委員は、次に掲げる者とし、福祉事務所長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 民生委員
- (3) 介護老人福祉施設の代表者
- (4) 介護老人保健施設の代表者
- (5) 養護老人ホームの代表者
- (6) 在宅介護支援センターの代表者
- (7) 社会福祉協議会の職員
- (8) 保健師
- (9) その他福祉事務所長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 判定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、判定委員会の会務を総理し、判定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 判定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 判定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(議事の報告)

第7条 委員長は、第6条第1項により会議を行った場合は、書面により会議の結果を福祉事務所に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、会議上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 判定委員会の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、判定委員会に関し必要な事項は、福祉事務所に別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

小郡市地域ケア会議委員名簿

平成27年4月1日現在

組 織		氏 名	職 名
1	小郡三井医師会 代表	古川 哲也	理事
2	民生委員・児童委員協議会 代表	田中 猛	総務
3	介護老人福祉施設(長生園) 代表	和佐野 弘一	生活相談課長
4	介護老人福祉施設(青壽苑) 代表	吉山 博幸	生活相談員
5	養護老人ホーム(小郡池月苑) 代表	肥山 浩二	主任生活相談員
6	介護老人保健施設(弥生園) 代表	丸山 哲明	支援相談員
7	介護老人保健施設(しらさぎ苑) 代表	亀岡 幸一郎	介護員
8	小郡市社会福祉協議会 代表	内田 須磨子	居宅介護支援専門員
9	在宅介護支援センター(弥生園) 代表	向井 真二	看護師
10	在宅介護支援センター(しらさぎ苑) 代表	中村 徹	生活相談員
11	小郡市地域包括支援センター	吉浦 佐代子	保健師

任期 平成26年4月1日～平成28年3月31日